

区域外就学申立承認基準一覧表

大垣市教育委員会

関係法令 学校教育法施行令第8条、第9条

承諾基準	承諾期間	申請書の添付書類
1 市内の小学校(義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。)又は中学校(義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。)在籍中に市外へ転居し、原籍校に引き続き就学を希望する場合	年度末を限度として教育委員会が適当と認める日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・自宅から就学希望校までの通学路が分かる地図
2 住宅建築資金融資等の手續上の理由により住民票と居住地が異なる者で、原籍校に引き続き就学を希望する場合	居住地を変更するまでの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・建築契約書(写し)
3 家屋の新築又は借家のため、学年途中で市外から市内へ転居予定であり、それを証する書面がある者で、年度又は学期当初からあらかじめ、転居予定地の指定学校に就学を希望する場合	住所を変更するまでの期間	<p>新築の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・建築契約書(写し) ・自宅から就学希望校までの通学路が分かる地図 <p>借家の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・住宅賃貸契約書(写し) ・自宅から就学希望校までの通学路が分かる地図
4 一時的な市外への転居で、1年以内に再転居の予定があり、原籍校又は再転居予定地の指定学校に就学を希望する場合	事由が存する期間	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・建築契約書または住宅賃貸契約書(写し) ・自宅から就学希望校までの通学路が分かる地図
5 離婚、家庭内暴力、債権取立てその他の特別な事情により、一時的に居住地に住民登録をしていない者が、居住地の指定学校に就学を希望する場合であって、教育委員会が適当と認める場合	事由が存する期間	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が求める書類
6 いじめにより心身の安全が脅かされていると認められる児童生徒が転学を希望し、かつ、転学	教育委員会が適当と認める期間	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が求める書類

承諾基準	承諾期間	申請書の添付書類
により就学環境の改善が見込まれる場合であって、教育委員会が適当と認める場合		
7 大垣市民病院へ入院した児童生徒が、院内学級へ入級する場合	大垣市民病院入院期間中	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・病弱学級入級願
8 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が教育上の配慮として、特に必要と認めたとき	教育委員会が承認する期間	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が求める書類

*住民票は、児童生徒を含んだ世帯全員のもの、続柄の記載要、本籍地・マイナンバーの記載不要

*本基準は市外から市内への区域外就学のものであります。

市内から市外への区域外就学の承認は就学先市町村の教育委員会の基準によります。手続きも就学先市町村の教育委員会で行います。